



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

平成 29 年度 法人指定寄附金対象事業

日本赤十字社の活動資金に ご協力をお願い申し上げます。

皆さまからお寄せいただいた寄附金を活用し
災害への備えの充実と強化を図ります。

昨年度も熊本地震災害をはじめ鳥取県中部地震、台風第 10 号災害などの災害が相次いで発生しました。また近い将来、南海トラフを震源域とする大規模災害の発生も危惧されています。

日本赤十字社では、多様化・広域化する大規模災害に備えるため災害救護体制の強化に努めています。

兵庫県支部では、皆さまからお寄せいただいた活動資金を「指定寄附金」として国から承認のあった「災害救護設備の整備」に活用することとしています。

災害への備えの充実と強化を図り、県民の皆さまの安全安心に努めてまいります。法人の皆さまのご支援ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

法人指定寄附金を活用した災害救護設備の整備の主な内容

災害救護設備等の整備



災害救援車の整備



災害看護師の養成



平成 29 年 3 月 31 日付財務省告示第 100 号に基づき財務大臣が承認する指定寄附金対象事業です。法人税法第 37 条第 3 項第 2 号の寄附金に該当し、税制上の優遇措置（寄附金全額を損金算入できます。）を適用することができます。

ただし募集期間は平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までとなっており、上限金額に達した時点で募集終了となりますのでご了承願います。

なお兵庫県支部では 1 回あたり 2 万円以上の寄附金を対象として、10 万円以上のご寄附から優先的に、適宜、適用することとしています。高額寄附や事前申込み、募集状況その他詳細は兵庫県支部までお問い合わせください。

法人の皆さまへ

■領収書の発行

ご協力をいただきました法人の皆さまには、おって法人指定寄附金の領収書を発行いたします。

■その他 税制上の優遇措置の適用

募資金額に達した場合や募集期間外にご協力いただいた場合など指定寄附金の要件を満たさなくなる場合は、「特定公益増進法人に対する寄附金」として税制上の優遇措置を適用することも可能です。（法人税法第37条第4項）

法人から年間を通じて日本赤十字社に寄せられた活動資金(寄附金)につきましては、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、「特定公益増進法人に対する寄附金」として損金算入限度額の範囲内で損金算入することが認められています。

■協力法人のご紹介

ご要望により日本赤十字社兵庫県支部ホームページにおいて、協力法人のご紹介をさせていただきます。

■「赤十字支援マーク」のご利用

日本赤十字社の活動資金にご協力くださる法人の皆さまには、ご要望により期間等を定め「赤十字支援マーク」をご利用いただくことが可能です。

赤十字標章につきましては「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）、商標法（昭和34年法律第127号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）等の法律に基づきその使用に制限が設けられています。（一般の病院や商品等に表示することや類似したマークを使用することは法律等で禁止されています。）ただし日本赤十字社の活動資金にご協力くださる法人の皆さまには、一定の条件がございますが公益活動への支援の事実を公に示すため、覚書で期間等を定め「赤十字支援マーク」をご利用いただいています。

赤十字支援マーク（使用例）



日本赤十字社

わたしたちは日本赤十字社の活動を支援しています。



日本赤十字社

売上げの一部は日本赤十字社の活動資金として寄付されます。

商品や広告媒体等への表示



日本赤十字社兵庫県支部 振興課

☎ 078-241-8921